

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価額が判明しているものについては取得原価、取得原価が不明なものは原則として再調達原価で評価しております。ただし昭和59年度以前に取得したものは取得価額不明なものとして取扱い、再調達原価で評価しております。また、対象とする有形固定資産は南砺市「固定資産に係る会計規則」に基づき取得価額が50万円（美術品は300万円）以上のものを計上しています。

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 市場価格のある有価証券等

保有していないため記載を省略します。

#### ② 市場価格のない有価証券等

取得価額により計上しています。ただし実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行い計上しています。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

保有していないため記載を省略します。

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

#### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

#### ③ リース資産

##### ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

##### イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

#### ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（南砺市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、南砺市「固定資産に係る会計規則」に基づき取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上のものを資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 消費税等の会計処理

税込方式を採用しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 該当なし

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 砺波簡易裁判所 平成31年(ハ)第2号

慰謝料請求事件 70万円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・ 一般会計
- ・ バス事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー %

連結実質赤字比率 ー %

実質公債費比率 3.9%

将来負担比率 ー %

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 5,669 千円

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越額

(一般会計) 0 千円

繰越明許費繰越額

(一般会計) 197,646 千円

事故繰越繰越額

(一般会計) 0 千円

- ⑧ 過年度修正等に関する事項

過年度の資産科目に誤りがあつたため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において、土地が 10 百万円、物品が 3 百万円増加しています。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 基準変更による影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

該当なし

- ② 売却可能資産に係る資産科目別の金額

該当なし

- ④ 減債基金に係る積立不足額

積立不足なし

- ⑤ 基金借入金（繰替運用）

該当なし

- ⑥ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

54,128,962 千円

- ⑦ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	21,308,693 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	254,367 千円
将来負担額	66,607,242 千円
充当可能基金額	19,276,780 千円
特定財源見込額	0 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	54,128,962 千円

- ⑧ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 34,839 千円

- ⑨ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報

該当なし

なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

- ⑩ 道路、河川及び水路の敷地の評価額について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価額とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63 段落による評価額 該当なし

- (3) 行政コスト計算書に係る事項

基準変更による影響額の内訳

該当なし

- (4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上していません。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (5) 資金収支計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）	4,424,320 千円
投資活動収支	<u>△2,862,828 千円</u>
基礎的財政収支	1,561,492 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳  
資金収支計算書

業務活動収支	4,134 百万円
-----	
投資活動収入の国県等補助金収入	1,796 百万円
減価償却費	△6,338 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△289 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	229 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△5 百万円
資産除売却益（損）	△195 百万円
未収債権額・未払債務額等の増減	△552 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△1,220 百万円
-----	

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	5,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	200 千円

⑤ 重要な非資金取引

該当なし